京都市水道事業条例の一部を改正する条例（平成２９年３月３０日京都市条例第 ５６ 号）

（上下水道局総務部経営企画課及びお客さまサービス推進室並びに水道部給水課）

地下水等利用専用水道（注１）を設置している水道使用者（特定使用者）の多くは，通常時の水道水の使用水量が施設規模に対して少量であるため，水道事業に係る経費が適正に負担されていない状況にあります。

このため，特定使用者から，水道料金とは別に，水道施設維持負担金（注２）として水道施設の使用料を徴収することについて定めることにより，水道施設の維持管理に係る経費の負担の適正化を図り，将来にわたる本市の水道施設の維持に資するため，次のことを定めることとしました。

注１　水道法に定める専用水道のうち，水道水と地下水等を混合して水を供給することができる構造を有するものをいいます。

注２　特定使用者が地下水等を利用できない事態が生じたときに必要となる水道水であって，当該事態に備えて，本市が常時供給することができるようにしておくことが求められているもの（準備水道水）の水量に応じ徴収する水道施設の使用料をいいます。

１　地下水等利用専用水道に係る主な規定は，次のとおりです。

⑴　届出

地下水等利用専用水道の設置等をしようとする者は，当該地下水等利用専用水道において１年間に使用する水道水及び必要となる準備水道水の水量等を管理者に届け出なければならないこととします。

⑵　年間計画使用水量等の認定等

管理者は，水道施設維持負担金の額を算定するため，⑴の届出がなされた水量等を考慮して，１年間において特定使用者のために必要となる水道水の水量（年間計画使用水量）等を認定することとします。

⑶　水道施設維持負担金の算定

水道施設維持負担金の額は，以下のとおり算定して得た額とします。

$$\begin{array}{c}\text{水道施設維持}\\ \text{負担金の額}\end{array} = \left(\begin{array}{c}\text{年間計画}\\ \text{使用水量}\end{array} - \begin{array}{c}\text{水道水}\\ \text{実使用水量}\end{array} \times 2 \right) \times \begin{array}{c}\text{負担金単価}\\ \text{（143円／㎥）}\end{array} \times \begin{array}{c}\text{（1＋消費税率）}\\ \text{（100分の108）}\end{array}$$

⑷　報告，資料の提出及び立入検査

ア　管理者は，特定使用者等に対し，必要な報告又は資料の提出を求めることができることとします。

イ　管理者は，管理者が指定する職員に，地下水等利用専用水道の設置場所に立ち入り，必要な検査をさせ，又は特定使用者等に質問させることができることとします。

⑸　給水の停止

管理者は，特定使用者が水道施設維持負担金を期限内に納入しない場合等には，その事由が継続する間，給水を停止することができることとします。

⑹　過料

水道施設維持負担金の支払を免れようとした者等に対し，５万円以下の過料を科すこととします。

⑺　減免

管理者は，特別の理由があると認めるときは，水道施設維持負担金を減額し，又は免除することができることとします。

２　この条例は平成３０年４月１日から施行することとしました。ただし，⑴，⑵及び⑷並びに⑸及び⑹の一部に係る規定等については，平成２９年１０月１日から施行することとしました。

３　経過措置として，既に地下水等利用専用水道を設置している水道使用者等に係る水道施設維持負担金については，平成３０年度分は徴収せず，次の期間においては，⑶に基づき算定した水道施設維持負担金の額に，次の割合を乗じて得た額を徴収することとします。

平成３１年度分　１００分の２５

平成３２年度分　１００分の５０

平成３３年度分　１００分の７５

京都市水道事業条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２９年３月３０日

京都市長　門　川　大　作

京都市条例第５６号

京都市水道事業条例の一部を改正する条例

京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

目次中「第４章　料金等（第１４条～第２４条の４）」を「第４章　料金等（第１４条～第２４条の４）
第４章の２　地下水等利用専用水道（第２４条の５～第２４条の１２）」に改める。

第４条の２第１項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同項第１号中「又は第７条第３号」を「，第７条第３号」に改め，「費用」の右に「又は第２４条の５第２号に規定する水道施設維持負担金」を加え，同項第２号中「立入検査」の右に「若しくは第２４条の１２第１項の規定による立入検査」を加え，同条第２項各号列記以外の部分及び第３項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第４章の次に次の１章を加える。

第４章の２　地下水等利用専用水道

（定義）

第２４条の５　この章において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　地下水等利用専用水道　専用水道のうち，水道事業により供給を受ける水（以下この章において「水道水」という。）と地下水その他の水道水以外の水（以下この章において「地下水等」という。）を利用し，両者を混合して水を供給することができる構造を有するものをいう。

⑵　水道施設維持負担金　地下水等利用専用水道を設置している使用者（以下この章において「特定使用者」という。）が地下水等利用専用水道により水を供給するために通常利用している地下水等の全部又は一部を利用することができない事態が生じたときに，当該特定使用者において必要となる水道水であって，当該事態に備えて，常時供給することができるようにしておくことが本市に求められているもの（以下この章において「準備水道水」という。）の水量に応じ当該特定使用者から

徴収する水道施設の使用料をいう。

⑶　負担金算定期間　４月１日以後の直近の定例日の属する月の前月（管理者が第１７条第２項の規定により検針を行う水道メーターに係る使用者（以下「隔月検針使用者」という。）にあっては，前々月）の定例日の翌日から同日以後１年を経過する日までの期間をいう。

（地下水等利用専用水道の構造）

第２４条の６　地下水等利用専用水道の構造は，次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　地下水等利用専用水道により水を供給するために利用する地下水等を計量し，積算することができる装置を設置していること。

⑵　地下水等利用専用水道の設置に係る技術上の基準で管理者が定めるものを満たすこと。

（届出）

第２４条の７　地下水等利用専用水道を新設しようとする者，地下水等利用専用水道を増設し，又は改造しようとする特定使用者その他管理者が定める者は，管理者が定めるところにより，次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。届け出た事項（管理者が定めるものに限る。）を変更しようとするときも，同様とする。

⑴　氏名及び住所（法人にあっては，名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

⑵　地下水等利用専用水道を設置している施設（新設しようとする場合にあっては，その新設しようとする施設）の名称及び所在地

⑶　地下水等利用専用水道による水の供給を開始する年月日

⑷　地下水等利用専用水道により水を供給するために，１の負担金算定期間に使用する水道水の水量及びその１月（隔月検針使用者にあっては，２月）ごとの内訳

⑸　１の負担金算定期間に係る準備水道水の水量及びその１月（隔月検針使用者にあっては，２月）ごとの内訳

⑹　前各号に掲げるもののほか，管理者が必要と認める事項

２　前項第４号及び第５号に掲げる事項の変更については，特定使用者は，当該変更をしようとする負担金算定期間の初日の前日までの期間において管理者が定める日（管理者がやむを得ない理由があると認めるときは，当該変更をしようとする負担金算定期間の初日の前日）までに，同項後段の規定による変更の届出（以下「水量変更の届出」

という。）をしなければならない。

３　特定使用者は，地下水等利用専用水道を廃止しようとするときその他管理者が定めるときは，管理者が定めるところにより，管理者に届け出なければならない。

（年間計画使用水量等の認定等）

第２４条の８　管理者は，特定使用者に関し，次条第１項の規定により水道施設維持負担金の額を算定する基礎として用いるため，次に掲げる事項を考慮して，１の負担金算定期間において当該特定使用者のために必要となる水道水の水量（準備水道水の水量を含む。以下「年間計画使用水量」という。）及びその１月（隔月検針使用者にあっては，２月）ごとの内訳（以下「期間別計画使用水量」という。）を認定するものとする。

⑴　前条第１項第４号及び第５号の規定による届出のあった水量の合計

⑵　第２４条の１１の規定による報告又は資料の提出があった場合における当該報告又は当該資料

⑶　第２４条の１２第１項の規定による立入検査を行った場合における当該立入検査の結果

⑷　前３号に掲げるもののほか，管理者が必要と認める事項

２　管理者は，水量変更の届出があったときは，前項の規定に準じて，当該水量変更の届出があった日の属する負担金算定期間の次の負担金算定期間から年間計画使用水量（期間別計画使用水量を含む。以下この項から第４項までにおいて同じ。）を変更するものとする。ただし，管理者が特に必要と認めるときは，管理者が定めるところにより，当該水量変更の届出があった日の属する負担金算定期間から年間計画使用水量を変更することができる。

３　前項の規定にかかわらず，管理者は，地下水等利用専用水道により水を供給するために利用した水道水及び地下水等の水量と年間計画使用水量とが著しく相違する等年間計画使用水量が合理的でないと明らかに認められるときは，特定使用者に対し，相当の期間を定めて，水量変更の届出を行うよう求めることができる。

４　管理者は，前項の規定による求めをした場合において，同項に規定する期間を経過してもなお特定使用者が正当な理由がなくてこれに応じないときは，職権により，当該期間を経過した日の属する負担金算定期間から年間計画使用水量を変更することができる。

５　管理者は，第１項の規定による認定又は第２項若しくは前項の規定による変更をしたときは，管理者が定めるところにより，特定使用者に通知するものとする。

６　１の特定使用者が２以上の地下水等利用専用水道を設置しているときは，第１項の規定による認定，第２項及び第４項の規定による変更並びに前項の規定による通知は，地下水等利用専用水道ごとに行う。

（水道施設維持負担金の算定等）

第２４条の９　水道施設維持負担金の額は，年間計画使用水量から負担金算定期間において地下水等利用専用水道により水を供給するために使用した水道水の水量（以下「水道水実使用水量」という。）に２を乗じて得た水量を控除して得た水量（当該水量が零を下回る場合には，零とする。）１立方メートルにつき１４３円に１００分の１０８を乗じて得た額とする。この場合において，当該額に１円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。

２　前項の規定にかかわらず，負担金算定期間の中途において，地下水等利用専用水道による水の供給を開始し，又はやめたときにあっては，当該負担金算定期間において地下水等利用専用水道により水を供給した期間に係る期間別計画使用水量を合計した水量から当該期間の水道水実使用水量に２を乗じて得た水量を控除して得た水量（当該水量が零を下回る場合には，零とする。）１立方メートルにつき１４３円に１００分の１０８を乗じて得た額とする。この場合において，当該額に１円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。

３　前項の場合において，１月（隔月検針使用者にあっては，２月）の中途において，地下水等利用専用水道による水の供給を開始し，又はやめたときの同項の規定による水道施設維持負担金の額の算定に用いる当該１月（隔月検針使用者にあっては，２月）に係る期間別計画使用水量は，日割りにより計算する。

４　第１項の規定にかかわらず，第２４条の８第２項又は第４項の規定により，負担金算定期間の中途において，年間計画使用水量を変更した場合における当該負担金算定期間に係る水道施設維持負担金の額は，これを年間計画使用水量を変更した日までの分とその翌日以後の分とに分け，それぞれ前２項の規定に準じて計算して得た額の合計額とする。この場合において，当該合計額に１円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。

５　管理者は，第１項，第２項及び前項の規定により負担金算定期間の水道施設維持負担

金の額を算定したときは，管理者が定めるところにより，その額を特定使用者に通知するものとする。

６　１の特定使用者が２以上の地下水等利用専用水道を設置しているときは，第１項，第２項及び第４項の規定による水道施設維持負担金の額の算定及び前項の規定による通知は，地下水等利用専用水道ごとに行う。

（水道施設維持負担金の納入）

第２４条の１０　特定使用者は，前条第５項の規定による通知を受けたときは，管理者が定めるところにより，水道施設維持負担金を納入しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第２４条の１１　管理者は，この章の規定の施行に必要な限度において，特定使用者，地下水等利用専用水道（専用水道であって地下水等利用専用水道に該当するかどうかが明らかでないものを含む。次条第１項において同じ。）を新設しようとしている者その他管理者が定める者（次条第１項及び第２項において「特定使用者等」という。）に対し，報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第２４条の１２　管理者は，この章の規定の施行に必要な限度において，管理者が指定する職員に，地下水等利用専用水道の設置場所に立ち入り，必要な検査をさせ，又は特定使用者等に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，特定使用者等の請求があったときは，これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査又は質問の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第２７条第１項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同項第１号中「料金」の右に「又は第２４条の５第２号に規定する水道施設維持負担金」を加え，同項に次の３号を加える。

⑶　正当な理由がなくて第２４条の７第１項又は第３項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者

⑷　正当な理由がなくて第２４条の１１の規定による報告若しくは資料の提出をせず，又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

⑸　正当な理由がなくて第２４条の１２第１項の規定による立入検査を拒み，妨げ，

若しくは忌避し，又は質問に対して陳述せず，若しくは虚偽の陳述をした者

第２７条第２項中「料金」の右に「又は第２４条の５第２号に規定する水道施設維持負担金」を加える。

第２８条第１項中「又は管理者」を「，管理者」に改め，「費用」の右に「又は第２４条の５第２号に規定する水道施設維持負担金」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例は，平成３０年４月１日から施行する。ただし，第４条の２の改正規定（同条第１項第１号の改正規定を除く。），第４章の次に１章を加える改正規定（第２４条の９及び第２４条の１０に係る部分を除く。）及び第２７条第１項の改正規定（同項に３号を加える部分に限る。）は，平成２９年１０月１日から施行する。

（既存の地下水等利用専用水道等に関する経過措置）

2　前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現にこの条例による改正後の京都市水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）第２４条の５第１項に規定する地下水等利用専用水道を設置している使用者（附則第４項から第６項までにおいて「既設置使用者」という。）は，平成３０年３月３１日までに，改正後の条例第２４条の７第１項前段に規定する特定使用者に準じて，管理者に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出をした者は，改正後の条例第２４条の７第１項前段の規定による届出をしたものとみなす。

4　既設置使用者に係る改正後の条例第２４条の９第１項，第２項及び第４項の規定により算定される水道施設維持負担金のうち，当該水道施設維持負担金に係る改正後の条例第２４条の５第３号に規定する負担金算定期間の末日（次項において「算定期間末日」という。）が平成３１年３月３１日以前のものについては，改正後の条例第２４条の９第４項及び第２４条の１０の規定は，適用しない。

5　改正後の条例第２４条の９第１項，第２項及び第４項の規定にかかわらず，既設置使用者に係る水道施設維持負担金の額は，これらの項の規定に基づき算定した水道施設維持負担金の額に，次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において，当該額に１円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。

⑴　算定期間末日が，平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までのもの　１０

０分の２５

⑵　算定期間末日が，平成３２年4月１日から平成３３年3月３１日までのもの　１００分の５０

⑶　算定期間末日が，平成３３年4月１日から平成３４年3月３１日までのもの　１００分の７５

6　附則第２項から前項までの規定は，管理者が定めるところにより，既設置使用者に準じる者として管理者が定めるものに準用する。

（罰則に関する経過措置）

7　この条例の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については，それぞれなお従前の例による。

（その他の経過措置）

8　この附則に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な経過措置は，管理者が定める。

（上下水道局総務部経営企画課及びお客さまサービス推進室並びに水道部給水課）